

「公立高等学校配置計画地域別検討協議会（宗谷学区）」傍聴に係る取扱い

- 1 傍聴の人数は20名以内とする。ただし、報道関係者については別に傍聴を認める。傍聴方法は会場又はWeb会議システムによる傍聴とする。
なお、会場による傍聴は宗谷教育局会場のみとし、傍聴可能人数は5名以内とする。
- 2 傍聴の決定は先着順とする。
- 3 傍聴の申込みに際しては、あらかじめ宗谷教育局あてに氏名、住所、連絡先、傍聴方法を申し出ることとする。
- 4 次の各号のいずれかに該当するものは、傍聴することができない。
 - (1) 酒気を帯びていると認められる者
 - (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、主催者が傍聴を不相当と認めた者
- 5 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) みだりに傍聴席を離れること。
 - (2) 飲食すること。
 - (3) 私語、談話、拍手等をする事。
 - (4) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音すること。ただし、主催者の許可がある場合はこの限りではない。
 - (5) Web会議では、主催者の許可なく、ビデオやマイクをオン設定とすること。
 - (6) Web会議では、傍聴を許可していない者に対して、会議を視聴させること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会の妨害となるような行為をすること。
- 6 傍聴人が前記5の規定に違反したときは、主催者はこれを制止し、その命令に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。
- 7 Web会議では、傍聴人が前記5の規程に違反し、主催者の指示に従わないときは退室させることができること。
- 8 傍聴人は主催者の指示に従わなければならない。

傍聴者の皆さんへ

北海道教育庁宗谷教育局

傍聴について、次のとおり定めていますので、御理解、御協力をお願いします。

- 1 傍聴の人数は、20人以内とし、先着順としています。ただし、報道関係者はこれに含まれません。傍聴方法は会場又はWeb会議システムによる傍聴とします。
なお、会場による傍聴は宗谷教育局会場のみとし、傍聴可能人数は5名以内とします。
- 2 傍聴を申し込む際には、あらかじめ宗谷教育局あてに氏名、住所、連絡先、傍聴方法を申し出てください。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合、傍聴することはできません。
 - (1) 酒気を帯びていると認められる場合
 - (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している場合
 - (3) 前2号のほか、主催者が傍聴を不相当と認めた場合
- 4 次の各号の行為をしてはいけません。
 - (1) みだりに傍聴席を離れること。
 - (2) 飲食すること。
 - (3) 私語、談話、拍手等をすること。
 - (4) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音すること。ただし、主催者の許可がある場合はこの限りではありません。
 - (5) Web会議では、主催者の許可なく、ビデオやマイクをオン設定とすること。
 - (6) Web会議では、傍聴を許可していない者に対して、会議を視聴させること。
 - (7) 前各号のほか、協議会の妨害となるような行為をすること。
- 5 傍聴人が前記4の規定に違反し、制止の指示に従わないときは、協議会への参加を認めないことがあります。
- 6 Web会議では、傍聴人が前記4の規程に違反し、主催者の指示に従わないときは退室させることがあります。
- 7 このほか、傍聴人は主催者の指示に従うようお願いします。